

本年も、はや半年が過ぎようとしており、時の早さを感じるこの頃、皆さまにおかれましては、実り多い半年であったことと拝察いたします。平素は東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター事業へのご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2号のメールマガジンは、コラム「PDCA サイクルに沿った通いの場の推進と評価」のご案内です。

PDCA サイクルに沿った通いの場の推進と評価

東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム

主任研究員 清野 諭

厚生労働省が令和元年に公表した「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ」では、1) 多様な取組（スポーツや生涯学習、就労的活動、多世代交流等）を通いの場として捉えること、2) 通いの場等へ専門職が効果的に関与すること、3) これらの取組を PDCA サイクルに沿って推進すること、が重要視されています。しかし、その具体的な推進方策や、標準化された評価の枠組みが明示されているわけではありません。そこで、厚生労働科学研究班（代表 藤原佳典：東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター長）では、PDCA サイクルに沿った通いの場の推進手順を以下の6つの局面から整理しています。

1) 「理解」：介護予防・フレイル予防の要点や通いの場の必要性について理解する局面

- 2) 「調査・計画」：地域アセスメントによって地域の強み・課題を明らかにし、課題解決の具体的な計画を立案する局面
- 3) 「体制・連携」：課題解決に必要なとなる行政内外の組織と連携し、体制を構築する局面
- 4) 「実施」：課題解決に必要な取組を実施する局面
- 5) 「評価」：取組による直接の成果（アウトプット）と効果（アウトカム）を確認する局面
- 6) 「調整・改善」：評価結果をもとに計画や体制、取組内容、目標を再検討する局面。

PDCA サイクルに当てはめると、「理解」「調査・計画」が PLAN、「体制・連携」「実施」が DO、「評価」が CHECK、「調整・改善」が ACTION にそれ

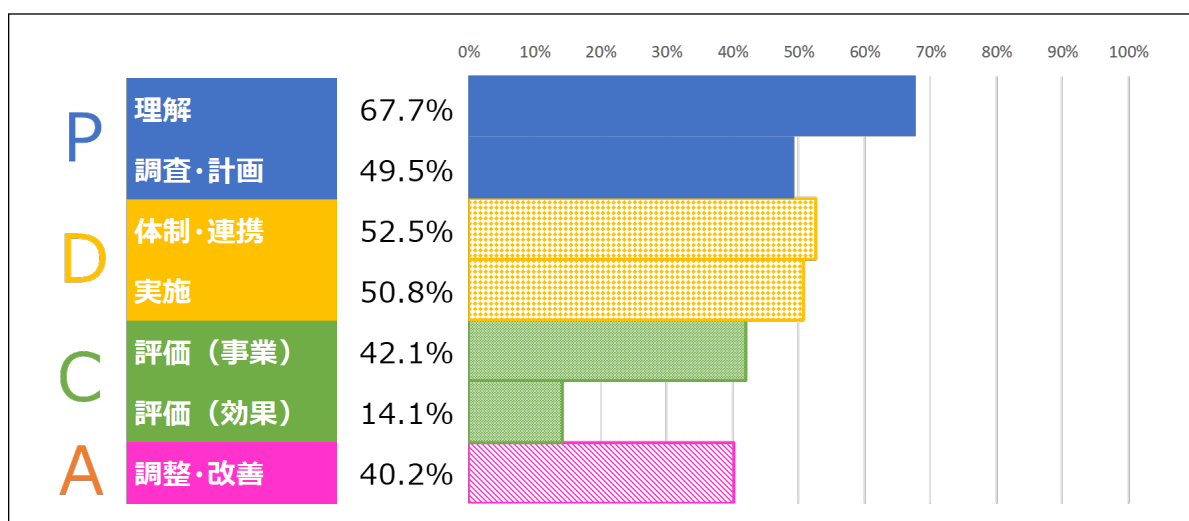


図 1. 都内区市町の PDCA サイクルに沿った通いの場の取組の実践状況（51/62 区市町村 令和 5 年 1 月時点）

ぞれ相当します。また、各局面において、自治体担当者が留意することが望ましいと考えられる 10 のコア項目と、それに付随する小項目が「ACT-RECIPE（アクトレシピ）」※として提示されています。

令和 5 年 1 月に、全区市町村を対象にこのアクトレシピの各項目についてご回答いただき、PDCA サイクルに沿った実践状況を調査しました。図 1 にその結果を示しています。この調査結果からは、PLAN・DO については多くの自治体で比較的实践できているものの、CHECK（特に効果評価）が十分におこなわれていない実態が浮き彫りとなりました。

事業や取組の効果を明示するには、1) 調査 ID 等で個人を識別可能な調査（質問紙調査や体力測定等）を実施していること、2) 同一の指標を用い

て、経年的な調査を実施していること、3) 事業の参加者と非参加者とを識別できること、の 3 つの条件が不可欠となります。これらが満たされていれば、大学等の研究機関が効果検証を進めることも可能となります。厚生労働科学研究班では、通いの場の効果評価や上記のアクトレシピについて解説した「PDCA サイクルに沿った通いの場の取組を推進するための手引き（自治体向け）」を公開しています。ご関心のある方は、図 2 の URL または QR コードからアクセス（PDF のフリーダウンロード）可能ですので、日頃の業務にご活用ください。

※ACT-RECIPE は、「理解」～「調整・改善」の英訳頭文字を並び替えたものです。



- **推進・評価の枠組み（ACT-RECIPE）**を提示。
- ✓ 各局面で留意すべき**10のコア項目**とそれに付随する**小項目**をチェックリスト形式で掲載。
- ✓ 「一般介護予防事業評価事業」「保険者機能強化推進交付金」等の**国の指標とも整合**。



PDFダウンロード

https://drive.google.com/file/d/113o03GRCBg36_XC53HBH0kheqDmqynIM/view

図 2. PDCA サイクルに沿った「通いの場」の取組を推進するための手引き（自治体向け）

次回のメールマガジン配信は 7 月下旬を予定しています。

配信期間中に登録内容変更、配信停止のご希望がございましたら、下記のメールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

東京都健康長寿医療センター研究所 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター

E-mail : shien@tmig.or.jp TEL : 03-5926-8236 FAX : 03-5926-8237